

1 議 事 日 程（第1日）

（令和8年第2回有田川町議会定例会）

令和8年6月2日

午前9時31分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第6 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 日程第8 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第11 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第12 報告第12号 令和7年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第13 報告第13号 令和7年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第14 報告第14号 令和7年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第15 報告第15号 令和7年度有田川町簡易水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第16 報告第16号 令和7年度有田川町下水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第17 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
令和8年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて
令和8年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第19 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 報告第21号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第52号 令和8年度有田川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第53号 令和8年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第54号 令和8年度有田川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第55号 有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第56号 有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第57号 令和8年度旧金屋第一こども園解体撤去工事の請負契約について
- 日程第28 議案第58号 有田川町指定金融機関の指定について
- 日程第29 議案第59号 有田川町監査委員の選任の同意について
- 日程第30 議案第60号 有田川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	神 山 裕 介	2番	井 本 芳 秀
3番	佐 曾 永 和	4番	濃 添 勇 作
5番	栗 山 昌 之	6番	椿 原 竜 二
7番	中 島 詳 裕	8番	谷 畑 進
9番	林 宣 男	10番	岡 省 吾
11番	森 谷 信 哉	12番	堀 江 眞智子
13番	増 谷 憲	14番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番	佐 曾 永 和	12番	堀 江 眞智子
----	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	坂 頭 徳 彦	副 町 長	井 上 光 生
住民税務部長	小 澤 俊 彦	福祉保健部長	井 本 英 克
総務政策部長	中 屋 正 也	消 防 長	宮 本 康 之
産業振興部長	南 長 寿	建設環境部長	森 本 博 貴

清水行政局長	高垣善成	総務課長	原秀文
財務課長	青石元希	企画調整課長	寺杣真英
教育長	片嶋博	教育部長	中平洋子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	山縣和弘	書記	細野鶴子
------	------	----	------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（岡 省吾）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（岡 省吾）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（岡 省吾）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、佐曾永和君、12番、堀江眞智子君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（岡 省吾）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る5月25日に開催された議会運営委員会の結果について、報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

ただいま議長許可をいただきましたので、議会運営委員会の開催結果についての御報告を申し上げます。

去る5月25日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議をいたしました。

その結果、会期につきましては、本日から6月16日までの15日間とさせていただきます。

なお、会期中の会議予定は、お手元の会期予定表を御覧ください。

続いて、本日の議事進行について説明いたします。

日程第５から日程第３０までの報告１７件、議案９件については一括上程を行い、執行部から提案理由の説明をしていただき、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

また、全員協議会終了後、日程第２９、議案第５９号の１件については、本日採決をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営に議員各位の御協力をお願い申し上げます。

○議長（岡 省吾）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から６月１６日までの１５日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から６月１６日までの１５日間に決定いたしました。

……………日程第３ 諸般の報告……………

○議長（岡 省吾）

日程第３、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告１７件、議案９件であります。

また、本日の説明員は町長ほか１３人です。

次に、監査委員より、令和８年２月、３月、４月分の例月現金出納検査の結果及び令和７年度水道事業棚卸検査の結果について報告されておりますので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第４ 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（岡 省吾）

日程第４、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りいたします。

正副議長とともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第１０６条第３項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

それでは、この会期中における仮議長として、１４番、殿井堯君を指名いたします。  
お諮りいたします。

日程第５、報告第５号から日程第３０、議案第６０号までの報告１７件、議案９件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、日程第５、報告第５号から日程第３０、議案第６０号までの報告１７件、議案９件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和８年第２回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、去る４月１日付で職員の人事異動を発令しましたので、御紹介いたします。

消防長の宮本康之でございます。

清水行政局長の高垣善成でございます。

どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

なお、説明員として出席する者は、副町長、教育長、部長職７名、課長職４名、私を含めて１４名が常時出席いたします。

また、議案によって課長等が出席する場合につきましては、当日の議会開会までに議長に申し出て許可を得るようにいたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題となりました報告及び議案について御説明を申し上げます。

報告第５号から報告第１１号までの７議案につきましては、地方自治法第１７９条第３項の規定に基づき、令和７年度一般会計、各特別会計、各企業会計の補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第５号は、令和７年度有田川町一般会計補正予算第１１号であります。今回の補正は、各歳出予算科目における不用額を減じる一方、減債基金に２億円を、公共施設整備基金に２億５，０００万円を積み立てる増額補正をし、歳入については、町税、各種交付金、地方交付税、国・県支出金、繰入金及び町債等の決算額確定に伴う増減をした結果、１億９，０４８万５，０００円の減額補正となり、補正後の予算総額は１９７億１，６６１万５，０００円と相りました。また、繰越明許費、地方債の補正につきましても御審議を願うものであります。

報告第6号は、令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより不用額を減額し、県支出金及び繰入金等の歳入額についてもこれを補正した結果、1億1,957万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は35億957万2,000円と相まりました。

報告第7号は、令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより不用額を減じる一方、後期高齢者医療広域連合納付金に68万6,000円を増額補正し、歳入額についても、保険料や繰入金等を補正した結果、119万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は9億2,458万6,000円と相まりました。

報告第8号は、令和7年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより不用額を減じる一方、基金積立金に5,000万円を増額補正し、歳入額についても、国・県支出金及び支払基金交付金等を補正した結果、2億1,767万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は30億5,577万1,000円と相まりました。

報告第9号は、令和7年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより不用額を減額し、歳入額についても繰入金等を補正した結果、1,032万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は8,181万7,000円と相まりました。

報告第10号は、令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第4号であります。今回の補正は、令和7年度の事業費が確定したことにより、収益的支出及び資本的支出における不用額及び未執行額を減額し補正した結果、収益的収入で2,700万円の減額補正となり、収益的支出で2,514万円の減額補正となり、資本的収入で9,500万円の減額補正となり、資本的支出で6,030万円の減額補正と相まりました。

報告第11号は、令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算第5号であります。今回の補正は、令和7年度の事業費が確定したことにより収益的支出における不用額及び未執行額を減額し、工事負担金、繰入金及び基金積立金を補正した結果、収益的収入で4,195万円の減額補正となり、収益的支出で3,410万円の減額補正となり、資本的収入で785万円の増額補正となり、資本的支出で1,570万円の増額補正と相まりました。

報告第12号は、令和7年度有田川町一般会計予算の経費を令和8年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第13号は、令和7年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算の経費を令和8年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行

令第146条第2項の規定により、これを報告するものであります。

報告第14号は、令和7年度有田川町水道事業会計予算の経費を令和8年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号は、令和7年度有田川町簡易水道事業会計予算の経費を令和8年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第16号は、令和7年度有田川町下水道事業会計予算の経費を令和8年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第17号は、令和8年度有田川町一般会計補正予算第1号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、令和8年5月豪雨により災害が発生し、緊急に災害復旧事業を実施し、住民の生活の安全を確保する必要性が生じたため、予算措置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ3,132万円を追加し、補正後の予算総額は177億2,132万円と相なりました。なお、補正額の財源といたしまして、財政調整基金を充てることにしております。

報告第18号は、令和8年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、特別養護老人ホームしみず園の空調設備に故障が発生し、早急に修繕する必要性が生じたため、予算措置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ66万円を追加し、補正後の予算総額は2,758万4,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしまして、基金繰入金を充てることにしております。

報告第19号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行され、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改める改正をし、また所得税の基礎控除額の引上げに合わせ個人住民税の基礎控除額を引き上げる改正を行うため、本条例の一部改正を専決処分したものであります。

報告第20号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税に係る基礎課税額の限度額を引き上げるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部改正を専決処分したものであります。

報告第21号は、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。主な改正内容につきましては、令和8年度介護保険料算定に当たり、介護保

除法第142条に定める「特別の理由」により減免を適用するために、附則を速やかに改正する必要が生じたため、本条例の一部改正を専決処分したものであります。

議案第52号は、令和8年度有田川町一般会計補正予算第2号であります。歳出の主なものとしまして、3款民生費の社会福祉費では、社会福祉総務費で医療費助成のオンライン資格確認を実施するためのシステムのプログラム変更委託料など294万9,000円を、4款衛生費の上水道費では、飲料水供給施設整備事業補助金として521万8,000円を追加し、8款土木費の道路橋りょう費では、防災安全交付金事業及び道路メンテナンス事業の工事請負費として6,825万2,000円を減じ、9款消防費の消防施設費では、安諦小学校グラウンドヘリポート整備事業費として946万4,000円を、11款災害復旧費の農地災害復旧費では、農地災害復旧事業費分担金還付金として809万1,000円を追加し、その他所要の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ3,768万1,000円を減額し、補正後の予算総額は17億8,363万9,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、繰越金などを充てることにいたしております。また、地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第53号は、令和8年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものとしまして、総務費の総務管理費で中山間地域における介護サービス提供の維持・確保を図るため、サービス事業者に対する補助金として200万円を追加し、その他所要の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ264万9,000円を追加し、補正後の予算総額は32億5万2,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金等を充てることにいたしております。

議案第54号は、令和8年度有田川町下水道事業会計補正予算第1号であります。今回の補正は、債務負担行為について御審議願うものであります。

議案第55号は、有田川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法等の一部を改正する内閣府令及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、本条例の一部改正するものであります。主な改正内容につきましては、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことを受け、所要の改正を行うものであります。

議案第56号は、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法等の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、本条例の一部改正するものであります。主な改正内容につきましては、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことを受け、所要の改正を行うものであります。

議案第57号は、令和8年度旧金屋第一こども園解体撤去工事の請負契約についてであります。令和8年度旧金屋第一こども園解体撤去工事を施工するため、令和8年

4月23日、指名競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字黒松427番地1、株式会社玉川組、代表取締役小藺盛一氏が落札いたしましたので、1億2,474万円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第58号は、有田川町指定金融機関の指定についてであります。3町合併以降、当町の指定金融機関については、株式会社紀陽銀行及び和歌山県農業協同組合による3年ごとの輪番制を採用してまいりましたが、金融機関変更に伴う契約事務やシステムの切替え作業は極めて煩雑であり、運用上のリスクも想定されるため、輪番制を廃止し指定金融機関の一本化を図ることとし、選定委員会にて審査した結果、株式会社紀陽銀行に決定しましたので、御審議願うものであります。

議案第59号は、有田川町監査委員の選任の同意についてであります。有田川町監査委員、服部眞悟氏の任期が令和8年6月12日をもって満了しますが、引き続き同氏を有田川町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第60号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字徳田地内、町道1022号線、延長80.83メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡 省吾）

以上で、町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 9時54分

再開 13時22分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

日程の順序を変更し、日程第29、議案第59号、日程第30、議案第60号を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第２９、議案第５９号、日程第３０、議案第６０号を先に審議することに決定いたしました。

……………日程第２９ 議案第５９号……………

○議長（岡 省吾）

日程第２９、議案第５９号、有田川町監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認め、質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（岡 省吾）

挙手全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

……………日程第３０ 議案第６０号……………

○議長（岡 省吾）

日程第３０、議案第６０号、有田川町道路線の認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第３０、議案第６０号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

したがって、日程第３０、議案第６０号については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第５、報告第５号から日程第２８、議案第５８号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止し、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 省吾）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会いたします。

なお、次回の本会議は6月11日、木曜日、午前9時30分に開議いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

延会 13時24分